

自治医科大学医学部同窓会（医燈会）同期会助成規程

（目的）

第1条 この規程は、自治医科大学医学部同窓会（医燈会）（以下「医燈会」という。）の正会員（以下「会員」という）が主催する同期会に対し助成することにより、卒業後における同窓会員相互の親睦交流を支援することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、次のすべてを満たすものとする。

- （1） 医燈会会則第4条で規定する会員を対象として開催する同期会（呼称は問わない）であること。
- （2） 同年度に卒業した会員全員（物故者を除く）に、開催案内を周知（同窓会会報掲載、郵送、メール、SNS 等）したうえで開催すること。
- （3） 同期会は会員が対面により10名以上出席すること。
- （4） 同期会開催報告書を提出し、その内容及び写真が同窓会会報・ウェブサイト等に掲載されることに同意すること。

（助成金額）

第3条 助成金額は、10名以上出席の同期会に10万円を支給する。ただし、10名以上出席する予定で開催した同期会がやむを得ず10名未満となった場合は、出席者1名につき5,000円を支給する。

（申請）

第4条 助成金の申請は、卒業後5年を経過した後に初めて行うことができる。

2 2回目以降の申請は、前回助成を受けた同期会開催日が属する年度から起算して5年経過することを原則とするが、5年以内に開催する場合は、前回開催日から10年の間は1回のみ期間の短縮を可とする。

3 助成を希望する同期会の主催者は、開催日の1カ月前までに申請書を同窓会事務局に提出しなければならない。

（報告）

第5条 助成の決定を受けた同期会の主催者は、開催日から1カ月以内に出席人数を含む開催報告書及び開催状況の写真を同窓会事務局へ提出しなければならない。

（助成金の交付）

第6条 同窓会事務局は、開催報告書の受領後1カ月以内に助成金を支給する。

（規程外事項）

第7条 この規程に定めていない事項については、医燈会幹事会において協議し決定する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の第 3 条第 1 号の規定により開催延期が認められ助成金の交付を受けた同期会が次回助成申請を行う場合の起算日は、当初の開催日とする。